

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例等の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例等の一部を改正する条例

(熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正)

第 1 条 熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成 12 年条例第 24 号）

の一部を次のように改正する。

別表第 8 備考中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 1 の項金額の欄第 2 号イ又は 2 の項金額の欄第 2 号イの規定は、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち共用部分を計算しない評価方法によって申請された場合における当該共用部分については適用しない。

別表第 10 の 1 の項金額の欄を次のように改める。

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

- (1) 性能向上計画認定通知書が添付される場合 次のアからカまでに掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれアからカまでに定める額

ア 300 平方メートル未満 10,000 円

イ 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 26,000 円

ウ 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 78,000 円

エ 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 123,000 円

オ 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 155,000 円

カ 25,000 平方メートル以上 194,000 円

(2) 性能向上計画認定通知書が添付されない場合 次のア又はイに掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア モデル建物法 次の(ア)から(カ)までに掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300 平方メートル未満 77,000 円

(イ) 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 129,000 円

(ロ) 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 209,000 円

(ハ) 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 273,000 円

(ニ) 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 328,000 円

(ホ) 25,000 平方メートル以上 385,000 円

イ 標準入力法・主要室入力法 次の(ア)から(カ)までに掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300 平方メートル未満 201,000 円

(イ) 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 325,000 円

(り)	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	464,000 円
(え)	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	572,000 円
(お)	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	676,000 円
(か)	25,000 平方メートル以上	771,000 円

別表第10の6の項金額の欄第1号ア中「認定通知書」を「認定通知書等」に、「1の項(1)ア」を「4の項(1)ア」に改め、同号イ(イ)中「仕様基準」を「モデル住宅法、フロア入力法又は仕様基準」に改め、同欄第2号ア中「又は認定通知書」を「適合判定通知書又は認定通知書等」に、「1の項(2)ア」を「4の項(2)ア」に改め、同号イ中「1の項(2)イ」を「4の項(2)イ」に改め、同表備考第1項を次のように改める。

- 1 性能向上計画認定通知書とは、建築物省エネ法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（同法第31条第2項の規定により準用される場合を含む。）の通知書の写しをいう。

別表第10備考中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 5 住宅部分とは、居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分をいう。
- 6 適合証とは、建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書面をいう。

別表第10備考中第17項を第22項とし、第16項を第21項とし、第15項を第20項とし、第14項を第19項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 18 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同省令第12条第2項の規定による誘導基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分に係る数値を加えない

方法が採られた申請である場合は、4の項金額の欄第1号ア(イ)及びイ(イ)の額の算定において当該共用部分の面積を控除する。

別表第10備考第13項を同表備考第17項とし、同表備考第12項中「第14項」を「第19項」に改め、同項を同表備考第16項とし、同表備考第11項を同表備考第15項とし、同項の前に次の1項を加える。

14 適合判定通知書とは、建築物省エネ法第12条第6項の適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをいう。

別表備考第10項中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に改め、同項を同表備考第13項とし、同項の前に次の2項を加える。

11 モデル住宅法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準をいう。

12 フロア入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準をいう。

別表第10備考中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同表備考第7項中「認定通知書」を「認定通知書等」に、「建築物省エネ法第30条第1項の規定による認定（建築物省エネ法第31条第2項の規定により準用される場合を含む。）」を「性能向上計画認定通知書」に改め、同項を同表備考第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。

別表第10備考に次のように加える。

23 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同省令第5条第3項の規定による基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、6の項金額の欄第1号イ(ア) b及び(イ) bの規定による額の算定において当該共用部分の面積を控除する。

第2条 熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第10の4の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同表5

の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同表6の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同表備考第1項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同表備考第6項中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同表備考第16項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表備考第19項中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

(熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（令和元年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第10の改正規定中「別表第10の4の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同表5の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同表6の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「1の項(1)ア」を「4の項(1)ア」に、「1の項(2)ア」を「4の項(2)ア」に、「1の項(2)イ」を「4の項(2)イ」に改め、同表備考第3項中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同表備考第7項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同表備考第12項を「別表第10備考第12項」に改め、「、「第30条第2項」を「第35条第2項」に」及び「、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に」を削る。

附則ただし書を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(提出理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和元年

経済産業省、国土交通省令第3号)の施行に伴う手数料の算定方法の整備をする等  
のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。